



# 公益法人だより

H22. 10. 6  
鹿児島県 学事法制課

VOL. 2

## 1 鹿児島県公益認定等審議会の開催状況

平成22年度

回数	開催日	審議	内容	法人名
第10回	H22. 5. 26	諮問	移行認定	(社) 日置市農業公社
第11回	H22. 6. 17	答申	移行認定	(公社) 日置市農業公社
第12回	H22. 7. 27	諮問	移行認定	(財) 鹿児島市獣医公衆衛生協会
第13回	H22. 8. 27	答申	移行認定	(公財) 鹿児島市獣医公衆衛生協会
		諮問	公益認定	(一社) 鹿児島県歯科衛生士会
			移行認定	(社) 鹿児島共済会
第14回	H22. 9. 22	答申	公益認定	(公社) 鹿児島県歯科衛生士会
			移行認定	(公社) 鹿児島共済会
		諮問	移行認定	(財) 和田育英財団 (財) 上野力ネ奨学会

## 2 特例民法法人の移行等状況

●鹿児島県の状況 (H22. 9. 30現在の答申数)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
344	8	1	9	2.62 %

(※ 法人数 Aは、平成21年4月1日現在の特例民法法人数 (国からの移管を含む))

●全国の状況 (H22. 9. 30現在の答申数)

法人数 A	公益法人へ	一般法人へ	合計 B	進捗率 (B/A)
23,856	391	112	503	2.11 %

(※ 法人数 Aは、平成21年12月1日現在の特例民法法人数)

## 3 電子申請ID取得法人数

- 移行申請手続や移行後の各種書類の提出については、電子申請で行っていただくことを推奨しております。各法人の内部手続などの都合もあるでしょうが、できるだけ早めに申請されると、審査もスピーディーに行えますので、ぜひ早期の電子申請の前提となるIDの取得を御検討ください。

●鹿児島県の取得状況

法人数 A	取得法人数 B	取得率 (B/A)
344	195	56.69%

●全国の取得状況

法人数 A	取得法人数 B	取得率 (B/A)
23,856	8,827	37.00%

(取得法人数 Bは、H22. 9. 30現在)

#### 4 情報コーナー

今回は、公益法人への移行認定申請の大まかな事務の流れについてまとめましたので、参考にしてください。

##### <移行申請に関する事務の流れ>

##### ●申請前作業

- ① 法人役員等関係者へ制度改革の趣旨や概要を説明し、理解を得る

↓

- ② 法人の目的や事業、組織、財務等を点検し、問題や改革方向を検討する  
(検討のための組織の立ち上げ)

※ 公益法人への移行要件

  - (1) 定款の変更の案の内容が法人法及び認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。(整備法 § 100①)
  - (2) 認定法の認定基準に適合すること。(整備法 § 100②, 認定法 § 5)
  - (3) 認定法欠格事由に該当しないこと。(整備法 § 101 I, 認定法 § 6)
  - (4) 旧主務官庁の監督上の命令に違反していないこと。(整備法 § 101 II)

※ 内閣府作成の「公益認定等ガイドライン」も参考にしてください。

↓

- ③ 移行方針(公益又は一般)の機関決定を行い、移行時期、作業スケジュールの目安を決める

↓

- ④ 移行後の目的や事業、機関設計、財務諸表、内部諸規程等を整理(作成)する

※ 新公益法人制度に適合しなければなりません。内閣府作成のFAQ(新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問)などを参考にしてください。

※ 予定する事業に対応した収支予算書(予想正味財産増減計算書)や予定貸借対照表及び公益財務計算書類の作成が必要です。

↓

- ⑤ 定款の変更の案及び役員等報酬規程を作成する

※ 内閣府作成の「定款の変更の案作成の案内」等を参考に主務官庁と連絡・調整を図りながら作成します。

※ 財団法人の場合は、最初の評議員選任方法の作成が必要になります。

※ 最初の評議員選任方法は、FAQの問Ⅱ-1-⑤, 問Ⅱ-2-①なども参考にしてください。また、現行定款に定款変更規定がない場合は、定款変更に関する手続を定める定款変更案を主務官庁に認可申請しなければなりません。

↓

- ⑥ 最初の評議員選任方法について主務官庁へ認可申請を行う

↓

- ⑦ 申請書類を作成し、添付書類を整える

※ 内閣府作成の「申請の手引き(移行認定編)」を参考に作成




## ●申請

⑧ 行政庁（県庁所管課）へ申請書と添付書類を提出し、事前審査終了後、電子申請を実行する

※ 提出後、行政庁において内容等の確認を行います。記載事項に不備がある場合や申請に必要な書類が添付されていない場合は、当該申請の補正を求めることがあります。



⑨ 鹿児島県公益認定等審議会（諮問、審議、答申）



⑩ 行政庁からの認定又は認定しない旨の処分通知書を受領する

※ 認定書受領後、その主たる事務所の所在地においては2週間以内（従たる事務所の所在地においては3週間以内）に、①当該特例民法法人については、解散の登記②名称変更後の公益法人については、設立の登記をしなければなりません。

※ 解散・設立の登記をした後、遅滞なく、行政庁だけでなく旧主務官庁に、登記事項証明書を添付して、その旨を届け出なければなりません。



⑪ 事業年度終了後、計算書類等を作成し、行政庁へ提出する

※ 移行の登記の前後で事業年度を区分する必要があります。

※ 移行認定を受けて公益法人に移行した後、申請した事項に変更が生じた場合は、変更認定又は届出の手続きが必要になるので注意してください。

※ 上記の流れは一例であり、例えば、各作業の場面で理事会や総会の決議をその都度とる法人もあるかと思えます。各法人で作業の進め方に違いがあり、法人が移行への方向性を決定してから登記を完了するまでの手続きにおいては、かなりの日数がかかることが想定されます。

スムーズな移行申請手続を進めるためにも、作業に取りかかる前に登記までのスケジュール表（作業工程表）を作成し、早めの移行申請手続をすることをお勧めします。

※ 定款の変更案や最初の評議員選任方法などの諸規程の作成に当たっては、法人における内部調整や議決の前に、主務官庁に事前の確認をしてもらうなど、連携を密にとることも大事です。

※ 作業を進めていく際に必要な資料や様式等は、前回の公益法人だよりで紹介しました、「公益法人インフォメーション」に掲載していますので、是非、御覧になってください。

## 5 お知らせ

平成23年度に移行を予定している法人を対象とした個別相談会を、今年度中に行う予定です。詳細については後日連絡いたしますが、相談会の際には「事業の整理表」、「事業実績報告書」、「事業計画書」、「定款の変更案」等が最低限必要となりますので、法人において整理しておいてください。